令和８年熊本地震被災医療施設等災害復旧費実地調査要領

令和８年１１月４日
会発１１０４第１号

第１　趣旨

１　令和８年熊本地震による災害に係る熊本県内の被災医療施設等災害復旧費算定の基礎となる調査については、この要領の定めるところによる。

２　前項の場合における調査については、厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和６年６月２１日会発第０６２１第１号）は、適用しない。

第２　調査の方法

１　厚生労働省の調査は、厚生労働本省が行い、財務局等（福岡財務支局、沖縄総合事務局及び財務本省を含む。以下同じ。）が立会するものとする。

２　調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額が２００万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、熊本県庁舎等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第３　調査の対象

１　調査の対象は、令和８年熊本地震により被害を受けた令和８年熊本地震被災医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（令和８年１１月４日厚生労働省発医政１１０４第２号）第２項及び第３項において対象とする施設（以下「医療施設等」という。）であって、その内容は、建物及び設備に係る復旧事業とする。

２　建物については、次により取り扱う。

（１）直接事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。

（２）暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とする。

（３）医療施設等のうち医療機関施設については、被災によるライフラインの途絶後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのヘリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。

３　医療施設等のうち医療機関施設及び医療関係者養成所施設の設備については、次に掲げるものであって備品台帳に登載されているもののみを調査の対象とする。ただし、備品台帳に登載されていないものであっても購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り、調査の対象として差し支えない。なお、消耗品、ベッド、椅子、机、模型・標本・機械器具の収納棚・保管庫、図書、教育用のＣＤ－ＲＯＭ等電磁的記録媒体、多目的な用途の部屋に設置さ

れるアンプ･スピーカー･ミキサー等の音響設備及びその他事務機器等は含まない。

（１）医療機関施設の建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

ア　設置に当たり、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和３２年６月１０日法律第１６７号）の適用を受ける放射線発生装置であって、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト６０照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの

イ　設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であって、コンピューターにより画像処理するもので、ＣＴスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

ウ　設置に当たり、専用の施設を必要とするＭＲ（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

エ　その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

（２）医療機関施設の医療機器

（３）医療関係者養成所施設の教材等

４　第１項に係る災害原因の調査については､公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭和３２年７月１５日付建河発第３５１号）第２（災害原因の調査）に準じて取り扱う。

第４　一箇所の定義

施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取り扱うものとする。

第５　適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

１　一箇所の調査額が８００千円未満のもの。

２　明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。

３　著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。

４　災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの。

５　緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。

（１）被災した建物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。

（２）当該年度に整備計画のあるもの。

（３）建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。

６　調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認ができないもの。

７　一品目の復旧額が、令和８年熊本地震被災医療施設等災害復旧費補助金交付要綱の別表４、５及び６の１区分欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の３対象経費欄に掲げる経費のうち医療機器及び教材等の費用についてそれぞれ一品につき定める金額以下のもの。

第６　建物の被害区分

建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

１　全壊

建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で、使用不能の状態又は焼失、滅失した状態で、新築して復旧する必要のある状態にあるもの。

２　半壊

建物の主要構造部（柱、梁桁、小屋組、基礎、土台等をいう。以下同じ。）が被災し、補強不可能のもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの。

３　大破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

４　大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

第７　復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合においては、当該施設に代るべき必要な施設をするものとして算出する。

１　「原形に復旧する」とは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

２　「原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をする」とは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

（１）原形の判定が可能な場合

イ　原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を改良して施行する工事若しくは、排水工、山留工等を設けて施行する工事

ロ　その他前号に掲げるものに類する工事

（２）原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

３　「原形に復旧することが著しく困難である場合においては、当該施設に代るべき必要な施設をする」とは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

（１）原施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその被災施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し､若しくは材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

（２）その他前号に掲げるものに類する工事

４　「原形に復旧することが著しく不適当である場合においては、当該施設に代るべき必要な施設をする」とは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

（１）建物の新（改）築を必要とする場合

イ　防火地域、準防火地域にある被災施設を新（改）築しなければならない場合で建築基準法の規定により耐火構造として施行する工事

ロ　地形地盤の変動により被災施設を旧位置に復旧することが著しく不適当な場合において必要最小限度の位置の変更又は平面計画等の改訂をして施行する工事

ハ　被災施設の被災前の構造が著しく不経済である場合において経済的な構造により施行する工事

ニ　被災地域の特殊性に基づく構造改良の必要性から被災施設を原形復旧するよりも、立体化して土地使用の効率化を図るための必要最小限度の工事

ホ　その他前各号に掲げるものに類する工事

（２）建物の補修の場合

イ　主要構造部が折損し又は傾斜しその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等を補強して施行する工事

ロ　建築基準法その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

ハ　被災施設が立地条件の悪化等により浸水被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事

ニ　その他前各号に掲げるものに類する工事

第８　経費の種目

経費の種目は本工事費、附帯工事費及び応急工事費とする。

１　本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）、用地費、補償費、土地の借料、機械器具損料及び営繕損料のほか諸経費（第９諸経費率）を含むものとする。

２　附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

３　応急仮工事費

復旧工事完了までに長期間を要する見込みの場合で、業務に支障をきたさないため等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

４　応急本工事費

緊急性を考慮し、やむを得ないと判断された場合で、調査を待たずに被災施設の復旧工事の一部又は全部を緊急的に実施する応急本工事に要する経費（諸経費を含む。）とする。

第９　諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表のとおりとする。ただし、これにより難い場合は、個別協議により諸経費を算出することができる。

第１０　単価及び歩掛り

調査額算出に用いる単価及び歩掛りは次による。

１　建物の新（改）築

官庁建物等災害復旧費実地調査要領（昭和４７年６月６日付蔵計第１９０５号）において、毎年度指示される単価による。

２　補修等

（１）建物

単価は公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価、歩掛りは公共建築工事標準単価積算基準等に定められている歩掛りによる。

ただし、これにより難い場合は現地適正単価による。

（２）設備、その他

現地適正単価による。

第１１　その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理する。

第１２　報告

厚生労働省は、調査終了後１週間以内に様式１により報告書を作成すること。

第１３　採択の保留

１　本事業の採択にあたり、当該事業が次の（１）及び（２）のいずれかに該当する場合は、採択を保留するものとする。

（１）厚生労働省と財務局等との意見が一致しない場合。

（２）調査額が、１億円以上の場合。

２　厚生労働省は、様式２により報告書を作成すること。

附　則（令和８年１１月４日会発１１０４第１号）

（準用）

「令和８年熊本地震による災害に係る「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の取扱いについて（通知）」（令和８年９月２日会発０９０２第１号）及び「令和８年熊本地震による災害に係る「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の取扱いについて（通知）」（令和８年９月２日会発０９０２第２号）については、この調査要領に準用する。

別表　諸経費率

区　　分	率
建物新（改）築復旧	０％
建物補修復旧	１５％
設備復旧	０％

（注）各事業共工事雑費は計上しないものとする。

様式1

令和8年熊本地震被災医療施設等災害復旧費実地調査報告書

年　月　日

調査官	厚生労働省	
立会官	財務局等	

（熊本県）　　（単位：千円、平方メートル）

施設の種類		申請												調査結果											
No.	施設名	建物						建物補修 D	小計（C＋D） E	設備 F	合計（E＋F） G	内未成・内転属 H	差引額（G－H）	建物						建物補修 L	小計（K＋L） M	設備 N	合計（M＋N） O	内未成・内転属 P	差引額（O－P）
		全壊 A		半壊 B		小計（A＋B） C								全壊 I		半壊 J		小計（I＋J） K							
		面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費
						0	0		0		0		0					0	0		0		0		0
						0	0		0		0		0					0	0		0		0		0
						0	0		0		0		0					0	0		0		0		0
						0	0		0		0		0					0	0		0		0		0
						0	0		0		0		0					0	0		0		0		0
						0	0		0		0		0					0	0		0		0		0
						0	0		0		0		0					0	0		0		0		0
						0	0		0		0		0					0	0		0		0		0
						0	0		0		0		0					0	0		0		0		0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）1．施設名は、令和8年熊本地震被災医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（令和8年11月4日厚生労働省発医政1104第2号）第2項及び第3項において対象とする施設ごとに記入する。

2．この場合、未着手又は未施行の工事は、その発生年により次のように区分する。ただし、新たな被災部分を復旧するに要する費用が限度額未満の場合には、前災処理（設計変更）となる。

（※）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第3条第1項

【参考】

○前の災害と新たな災害の発生年が異なる場合・・・内未成

○前の災害と新たな災害の発生年が同一の場合・・・内転属

●前災が未着手の場合（図①）

・決定工事費（図①（A））・・・申請欄　合計（G）、調査結果欄　合計（O）

・前災決定工事費（図①（B））・・・申請欄　内未成・内転属（H）、調査結果欄　内未成・内転属（P）

・新たな災害による必要工事費（図①（C））・・・申請欄　差引額（G－H）、調査結果欄　差引額（O－P）

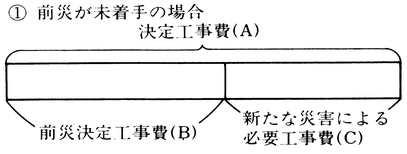
●前災が工事中の場合（図②）

・決定工事費（図②（A））・・・申請欄　合計（G）、調査結果欄　合計（O）

・未施行額（図②（E））・・・申請欄　内未成・内転属（H）、調査結果欄　内未成・内転属（P）

・新たな災害による必要工事費（図②（C））＋手戻り額（図②（F））・・・申請欄　差引額（G－H）、調査結果欄　差引額（O－P）

① 前災が未着手の場合

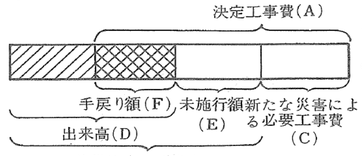


前災部分を含めて1箇所の設計を組み，これに要する工事費が決定工事費となり，前災の決定工事費が内未成額又は内転属額となる。

決定工事費　A……（B＋C）

内未成額　B
（内転属額）

② 前災が工事中の場合



新たな災害の発生した時点における前災の既施行及び着手済みの出来高を打切計算して算出し，これを前災の決定工事費から控除したものが内未成額又は内転属額となる。手戻り額については，新災の決定工事費に加える。

決定工事費　A……（C＋E＋F）

内未成額　E……（B－D）
（内転属額）

様式１－（１）

令和8年熊本地震被災医療施設等災害復旧費実地調査表（総括表）

（施設名：　　）

名　　称	申請				調査結果				備考
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
			円	円			円	円	
計				0				0	

様式１－（２）

令和8年熊本地震被災医療施設等災害復旧費実地調査表(個表)

（施設名:　　）

名　　称	申請				調査結果				備考
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
			円	円			円	円	
計									

様式2

令和8年熊本地震被災医療施設等災害復旧費実地調査報告書

年　　月　　日

熊本県

<table>
<tr><td colspan="2">設置者名</td><td>施　設　名</td><td colspan="2">施　設　の　所　在　地</td><td rowspan="3">問
題
点</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設区分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">工　事　概　要</td><td>金額（千円）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>申
請</td><td colspan="2"></td><td>合計
内未成・内転属
差引額　0</td><td>厚生労働省　意見</td><td></td></tr>
<tr><td>調査結果</td><td colspan="2"></td><td>合計
内未成・内転属
差引額　0</td><td>財務局等　意見</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">※</td><td colspan="2">合計
内未成・内転属
差引額　0</td><td colspan="2">※</td></tr>
</table>

（注）1.　施設区分欄は、建物、設備の別を記載すること。

2.　調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。

3.　内未成・内転属がある場合は、申請及び調査結果の金額欄にその金額を記載すること。

4.　問題点に対して厚生労働省及び財務局等の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。

5.　※欄は空欄にすること。